

基 礎 資 料 編

ごあいさつ

組合員・利用者の皆様方には、日頃より格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A 日立市多賀は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めて頂くために、経営方針、事業内容、最近の業績等について、できるだけ分かり易くまとめたディスクロージャー誌「2020 J A 日立市多賀の現況」を作成いたしました。

皆様が当 J A の事業をさらにご利用いただくための参考資料としてご高覧いただければ幸いです。

今後共、組合員・利用者の皆様の地位向上と経営安定のため全力を尽くす所存ですのでご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和2年5月

日立市多賀農業協同組合

代表理事組合長 高橋 秀明

経営理念

J A日立市多賀は、「限りなく奉仕をしよう」を基本理念として

1. 地域環境を大切にした農業振興対策に努めます
2. 多様化する組合員・利用者のニーズに対応できるJ Aを目指します
3. 経営の合理化・効率化の徹底に努めます

経営方針

地域農業の発展の中に当組合の発展の源泉があります

J Aは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当J Aは、J Aが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

また、協同活動の強化により、組織基盤の拡充と地域の共生を進めます。併せて経営の強化に向け、法令遵守（コンプライアンス）、経営健全化に向けた取り組みと組合員・利用者・地域住民の負託に応えることを軸としたJ A改革に取り組みます。

◇ 基本目標

基本理念の実現のため採るべき方針として

1. 経営の健全性・高度化・経営管理（体制の強化）
2. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底
3. 社会的責務を果たすべく地域に密着した各事業の展開とサービス強化

◇ 自己資本（新BIS基準適用）

当J Aは、金融機関として組合員・利用者から選ばれるためには、他金融機関と比べ商品力、サービスの善し悪しもさることながら、健全な経営体であるかどうかが不可欠のものとの認識の下、従来から自己資本の充実に積極的に取り組んでまいりました。

当J Aの令和2年1月末の自己資本比率は14.31%となっております。

今後とも、計画的・効率的な設備投資と不良債権の回収・保全対策の実施に取り組み、自己資本の充実に努めます。

◇ 資産の健全性確保

利益準備金や特別積立金など、内部留保の充実による財務基盤の健全化に努め、組合員、地域住民に役立つJ Aを目指します。

経営管理体制

◇ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条第14項に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（令和元年度）

経営環境と令和元年度の業況・事業実績・損益状況の概要

我が国の農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。また、日本の食料自給率が年々低下しており、ついに37%と過去最低となり、食料自給率の向上が課題となっています。

一方、EPA・TAG・TPP・FTA等貿易の自由化が進む中で、国内農業への影響は計り知れません。経済成長とともに進行する輸出拡大の生贄として、農産物の輸入自由化と規模拡大一辺倒の農政により、今日の農業・農村の衰退をもたらしたのは、決してJAだけの責任ではありません。

当組合においても、地域住民の減少・組合員の高齢化・遊休農地及び耕作放棄地の増加と組織基盤が大きく変化しています。

現在、政府は各JAが確実に自己改革を実行しているかを見守っています。各JAがひとつになり、あらゆる改革に取り組んで成果を上げていかなければなりません。

JAグループ茨城では、「農業」・「くらしの活動」・「組織・経営」の三つの分野を柱とした戦略を策定し、県内17JAが積極的に自己改革に取り組んでいます。第28回県JA大会の運動名である「組合員とともに創る茨城農業と豊かな地域社会～更なる協同の深化へ～」の実現に向け、引き続き自己改革を役職員一同で実践してまいります。

また、准組合員の利用制限問題については、各JAにとってアキレス腱と考えなければなりません。来年春には結論が出ますが、JAは地域の農業を守るパートナーとして准組合員を組織化し、共に協同活動をしていくパートナーとして位置付けしていくことが大切です。准組合員は、地域の農業を支える応援団として、また、地域のくらしを支える協同の仲間として利用できる事業と参加できる活動を幅広く準備しなければなりません。

当組合では、農業所得の増大として、生産した野菜の消費拡大を図るため直売所「ゆめたが」をリニューアルし、毎月第3土曜日に朝市を開催しています。また、JR常陸多賀駅での野菜販売や地域のコミュニティセンター・日立市役所で開催されるイベントに積極的に参加し、野菜・果物の販売促進を行い、農業所得の増大に努めています。

また、生産者部会・漬物部会の発足により、尚一層の農産物増産と農業所得の増大を目指してまいります。

組織経営面においては、農業応援定期の取り組みを引き続き実施していくとともに、自己資本比率の向上のため増資運動を実施してまいります。また、職員教育の充実とコンプライアンス態勢を強化し、職員の意識改革に積極的に取り組むとともに、組合員との意見交換を積極的に行い、意見を事業運営に反映させ、尚一層の健全経営を目指してまいります。

令和元年度決算の概要と主要業務の概況

資産・負債の状況

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業利益	26,800	36,252	30,850	21,747
経常利益	50,560	75,697	62,356	47,818
当期剰余金	42,116	60,846	39,622	21,393
総資産	36,028,262	37,547,995	37,106,391	35,986,962
純資産	1,855,677	1,907,055	1,940,877	1,977,683

主要業務の推移

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貯金	33,412,654	34,668,984	34,355,529	33,239,124
貸出金	9,915,648	10,127,307	10,191,239	10,648,187
長期共済保有高	52,560,053	50,999,507	49,267,771	48,065,455
購買品供給高	73,706	63,349	62,004	55,725
販売品販売高・取扱高	18,530	23,034	26,745	26,809

事業活動のトピックス（令和元年度）

・平成31年 3 月15日	第65回 女性部通常総会 開催
・平成31年 3 月26日	第 1 回 漬け物部会通常総会 開催
・平成31年 4 月19日	第71回 日立市多賀農業協同組合通常総会 開催
・平成31年 4 月27日	第31回 J A 祭 開催
・令和元年 5 月14日	第29回 フラワーグリーン会通常総会 開催
	第 2 回 生産者部会通常総会 開催
・令和元年 5 月21日	第32回 年金友の会通常総会 開催
・令和元年 6 月27日	第37回 貸住宅部会通常総会 開催
・令和元年10月24日	第17回 J A 日立市多賀親睦ゴルフ大会 開催
・令和元年11月30日	第32回 J A 祭 開催

農業振興活動

当 J A は、地域の農業を守るため、耕作放棄地の解消を目指し、子会社において農地の耕作および農作業受委託事業に取り組んでおります。

また、農産物の販売強化の一環として、営農指導講座・朝市等の開催および地域イベントへ積極的に参加し、新鮮な地場産野菜の提供を行い、農業所得の増大および新規生産者の増加に努めております。

地域貢献活動

当 J A は、組合員・利用者・地域の皆様に満足いただけるよう、きめ細やかなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会作りを展開しております。

また、地域の一員としての責任を自覚し、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しております。

今後とも、J A の総合事業を通じて、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、「限りなく奉仕をしよう」を念頭におき、地域の協同組合として、社会貢献に努めて参ります。

◇ 年金友の会

会員相互の親睦と健康維持増進のために、健康管理教室などのレクリエーション活動、親睦旅行を開催しています。

- ・令和元年 6 月26日 親睦旅行（福島県母畑温泉）（日帰り）
- ・令和元年12月 8 日～ 9 日 親睦旅行（群馬県伊香保温泉）（1泊2日）
- ・令和元年12月17日 健康管理教室

◇ 女性部

令和元年11月 9 日～10日に開催されました第43回日立市産業祭に33年来続いての出店をし、けんちんうどん・そばの販売は、好評を得ております。

リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどを行います。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを行います。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

リスク管理の状況

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画（BCP）」を策定しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

JA日立市多賀は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

また、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

リスク管理の状況

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇ 金融ADR体制への対応

① 苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A バンク相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口

電 話：0294-33-0048

受付時間：午前 8 時30分～午後 5 時30分（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇ 信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 9 時30分～午後 3 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時30分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

①の窓口または一般社団法人 J A バンク相談所（電話：03-6837-1359・受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日及び金融機関の休業日を除く））にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は茨城県 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

リスク管理の状況

◇ 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03－5368－5757)

(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構

(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

(公財)日弁連交通事故相談センター

(<http://www.n-tacc.or.jp/>)

(公財)交通事故紛争処理センター

(<http://www.jcstad.or.jp/>)

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧くださいか①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

リスク管理の状況

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年1月末における自己資本比率は、14.31%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	日立市多賀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	210,341千円（前年度194,189千円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務をおこなっています。
この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一J Aの経営基盤が弱くなった場合でも、J A系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当組合の主な取扱商品

(令和2年4月1日現在)

種 類	内 容	期 間	預入単位等
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を持たせた大変便利な通帳です。 「受け取る・支払う・貯める・借る」という機能を備えている個人のお客様専用商品です。 この口座は年金・給与・配当金などの自動受け取り、公共料金・税金などの自動支払いに便利です。さらにキャッシュカードでCD・ATMをご利用になると一層便利です。また、スーパー定期・スーパー期日定期・変動金利定期がセットでき、最高90%、300万円まで自動融資が受けられます。	期間と出し入れの自由な口座です。	ご融資利率 セットされた定期貯金の利率プラス0.5%
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預金残高に応じて4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	期間と出し入れの自由な口座です。	お預け入れは1円以上1円単位です。 金利は原則として毎月第1月曜日に変更されます。
当座貯金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由	無利息です。
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上（お引き出しの場合2日前）までにご連絡いただきます。	お預け入れは最低5万円以上
期日指定定期貯金（スーパー期日）	金利は店頭表示されます。利息は1年複利で計算されますので有利です。1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	最長3年（据置期間1年）	お預け入れは1円以上300万円未満で1円単位
スーパー定期	金利は店頭表示されます。3年・4年・5年ものものは有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、3年、4年、5年の定型方式と1ヶ月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	お預け入れは1円以上
大口定期貯金	金利は店頭表示されます。大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	同上	お預け入れは1,000万円以上1円単位
変動金利定期貯金	金利は店頭表示されます。また、お預け入れの半年毎に適用金利の見直しを行います。3年ものものは有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	2年、3年	お預け入れは1円以上1円単位
定期積金	ご計画にあわせ毎月積み立てていく積み金です。金利は店頭表示されます。	6ヶ月以上5年以内	原則として、1回あたり1,000円以上1円単位
財形貯蓄	勤労者のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして有利に積立ます。財形住宅と財形年金あわせて550万円まで利息に税金がかかりません。		
（一般財形貯金）	積立額、貯蓄目的ともご自由。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しできます。	3年以上	お預け入れは1,000円以上
（財形住宅貯金）	住宅取得を目的とした積み立てで非課税が適用されると大変有利な目的貯金です。	5年以上	お預け入れは1,000円以上
（財形年金貯金）	在職中に退職後のために積み立てを行い、60才以降に年金方式（3ヶ月後のお受け取り）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。	5年以上積立 据置 6ヶ月～5年 受取 5年～20年	お預け入れは1,000円以上

(注) 金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

事業のご案内

◇ 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当組合の主な取扱商品

(令和2年4月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法			
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証・担保
JA住宅ローン	- 住宅の新築 - 新築・中古住宅の取得 - 宅地の購入 - 住宅の増改築 - 他行からの借換など	- 組合員 - 満20歳以上、満65歳以下で最終返済時満79歳以下	50万円以上5,000万円以内(基金協会) 10万円以上5,000万円以内(協同住宅ローン)	3年以上35年以内	- 元利均等返済(固定・変動) - 元利均等返済(固定)	- 原則有担保 - 基金協会保証 - 協同住宅ローン(株保証)
JAマイカーローン	- 自動車購入(営業車は除く) - 車検 - 修理・購入時の付帯経費 - 車庫の施設 - 免許取得費など	- 組合員 - 満18歳以上75歳未満最終返済時満79歳以下	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内	元利均等返済(固定・変動)	- 担保不要 - 基金協会保証 - 三菱UFJニコス
JAフリーローン	生活に必要なとする資金	- 組合員 - 満18歳以上、最終返済時満70歳以下	10万円以上300万円以内	6ヶ月以上5年以内	元利均等返済(固定・変動)	- 担保不要 - 基金協会保証
JA教育ローン	受験費用、入学金、授業料、学費、家賃(1年分)など	- 組合員 - 満20歳以上、最終返済時満70歳以下	10万円以上1,000万円以内	据置期間を含め最長15年(在学期間+9年)	元利均等返済(固定・変動)	- 担保不要 - 基金協会保証 - 三菱UFJニコス
JAカードローン 約定返済型	使途自由	- 組合員 - 満20歳以上、満65歳未満	極度額50万円以内	2年(自動更新)	普通貯金への入金により自動的に返済	- 担保不要 - 基金協会保証
農業経営 拡大資金	農業施設、農業機械、農地の改良造成、家畜の購入、生産資材等の購入等	- 組合員 - 農事法人組合・団体	所要額以内	1年以上25年以内	- 元利均等返済 - 元金均等返済(固定・変動) - 期日一括返済	- 個人保証 - 基金協会保証 - 必要に応じ担保
農業近代化 資金	- 農作業所、トラクター・コンバイン・田植機などの農機具 - その他	- 正組合員 - 認定農業者、認定新規就農者 - 農業者(個人・農業法人等)	- 農業者個人1,800万円以内 - 団体等2億円以内	農機具等7年以内 施設等15年以内	元金均等返済(固定)	- 担保は基金協会の判断による - 基金協会保証

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。
 なお、ご利用内容につきましては、保証期間により条件が異なる場合がございます。
 また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。詳しくは窓口にてご確認ください。

事業のご案内

◇ 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇ キャッシュサービスコーナーの充実

当ＪＡでは、お客様にご不便をおかけしませんようキャッシュサービスコーナーを設置しており、平日のお取り扱い時間の延長などを行い、利便性の向上に努めています。

今後とも、お客様がより一層お気軽にキャッシュサービスコーナーをご利用いただけるよう機能サービスの充実を図って参ります。

設置台数 2台（令和2年1月末現在）

◆オンラインサービスの営業時間

○平日 8：45～19：00

○土曜・日曜・祝日 8：45～17：00（お引出しのみ）

信用事業手数料一覧

注）各手数料は、令和2年4月1日現在。消費税10%を含んでおります。

■為替手数料一覧

		3万円未満	3万円以上
送金手数料（1件につき）	当組合あて	440円	440円
	他金融機関あて（送金小切手）	660円	660円
振込手数料（1件につき）	当組合あて	110円	330円
	系統金融機関あて	220円	440円
	他金融機関あて	550円	770円
		電信扱 文書扱	440円 660円
代金取立手数料	同一手形交換所あて	1通につき	220円
	系統金融機関あて	1通につき	440円
	他金融機関あて	普通扱	1通につき 660円
		至急扱	1通につき 880円
交換代手数料	他金融機関あて	1通につき	440円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1件につき	660円
	不渡手形返却料	1通につき	660円
	取立手形組戻料	1通につき	660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	660円
	ただし、660円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。		
離島回金料		無 料	

■貯金関係手数料

手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等

項 目	料金基準	金 額	備 考
自己宛小切手発行	1枚につき	550円	
手形帳交付	1冊につき	880円	
小切手帳交付	1冊につき	660円	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難・災害による喪失等の場合は、 所定の確認により無料
証書再発行	1枚につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
残高証明書発行	1通につき	220円	窓口発行分
その他各種証明書発行	1通につき	220円	
地公体税金納付取次	1枚につき	550円	
取引履歴明細書発行		220円	
円貨両替手数料	101枚～	220円	

事業のご案内

注) 各手数料は、令和2年4月1日現在。消費税10%を含んでおります。

■貸出関係手数料料率表

項 目	料金基準	金 額	備 考
貸出事務手数料			
証 書 貸 付 (JA統一ローン)	1 件	2,200円	無担保ローン (小口)
		11,000円	有担保ローン
証 書 ・ 手 形 ・ 当 座 貸 越	1 件	2,200円	貯担・共済担保除く
手 形 割 引	1 件	1,100円	
債 務 保 証	1 件	1,100円	
返済方法・条件変更手数料			
一部繰上返済 (窓口扱い)	1 回	6,600円	
一部繰上返済 (IB扱い)	1 回	無料	無担保ローン (小口) を含む
全額繰上返済			
実 行 日 か ら 1 0 年 以 内		6,600円	
実 行 日 か ら 1 0 年 超		無料	
金 利 変 更 手 数 料	1 回	6,600円	固定金利から変動金利等への変更または金利引き下げ等
住宅ローン「とくとく」等の固定金利選択手数料	1 回	6,600円	借入申込時の固定金利選択については、初回のみ無料
上 記 以 外 の 条 件 変 更	1 回	6,600円	
証明書発行手数料			
残 高 証 明 書	1 通	550円	
融 資 見 込 証 明 書	1 通	5,500円	
住 宅 取 得 控 除 証 明 書	1 通	無料	

■各主要提携金融機関ATMご利用時間帯・ご利用手数料

	ご利用いただけるサービス	(標準的な) ご利用可能時間	ご利用手数料 (消費税込)
茨城県内の農協 JAバンク	お預け入れ お引き出し 残高照会	平日 8:45~19:00 土・日・祝日 8:45~17:00	平日・土・日・祝日……無料
JFマリンバンク	お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日・土・日・祝日……無料
セブン銀行	お預け入れ お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00…無料 上記以外……110円
E-net	お預け入れ お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00…無料 上記以外……110円
ローソン銀行	お預け入れ お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00…無料 上記以外……110円
ゆうちょ銀行	お預け入れ お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	(お預け入れ) 平日・土・日・祝日……110円 (お引き出し) 平日 8:45~18:00…110円 土曜日 9:00~14:00…110円 上記以外……220円
三菱東京UFJ銀行	お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日 8:45~18:00…無料 上記以外……110円
都市銀行・地方銀行・信用金庫 など 全国ネットサービスMICS (I-NET共同CD)	お引き出し 残高照会	平日・土・日・祝日 8:00~21:00	平日 8:00~18:00 土曜日 9:00~14:00…110円 (I-NET…無料) 上記以外……220円 (I-NET…110円)

※金融機関・店舗により、ご利用いただける時間帯が異なる場合がございます。

■JAネットバンキング取引による手数料

- 月額利用料：無料
- 振込手数料

	同一店内	県内系統	県外系統	他金融機関
3万円未満	無 料	110円	220円	220円
3万円以上	無 料	220円	330円	330円

- 振替手数料：無料

事業のご案内

共済事業

◇ J A 共済の仕組み

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成17年4月1日から、J A と J A 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J A と J A 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A : J A 共済の窓口です。

J A 共済連 : J A 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

購買事業

生産資材店舗では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。

販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農産物をお届けする事業を行っています。また、当 J A 管内において生産された野菜を中心に「地産地消」の取り組みとして、毎月第三土曜日には朝市の開催、地域のコミュニティセンター等で開催されるイベントへの積極的に参加し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

宅地等供給事業

宅地等供給事業は、法務・税務相談や土地の有効活用などの資産管理事業により組合員の暮らしの全般にわたってサポートしています。

介護事業

介護事業は、介護保険のケアプランに基づいて、健全で安らかな老後を送るためのお手伝いをします。

指導事業

指導事業は、組合員の営農・生活指導はもとより誰でも気軽に利用できるサービス事業の一環として行っています。

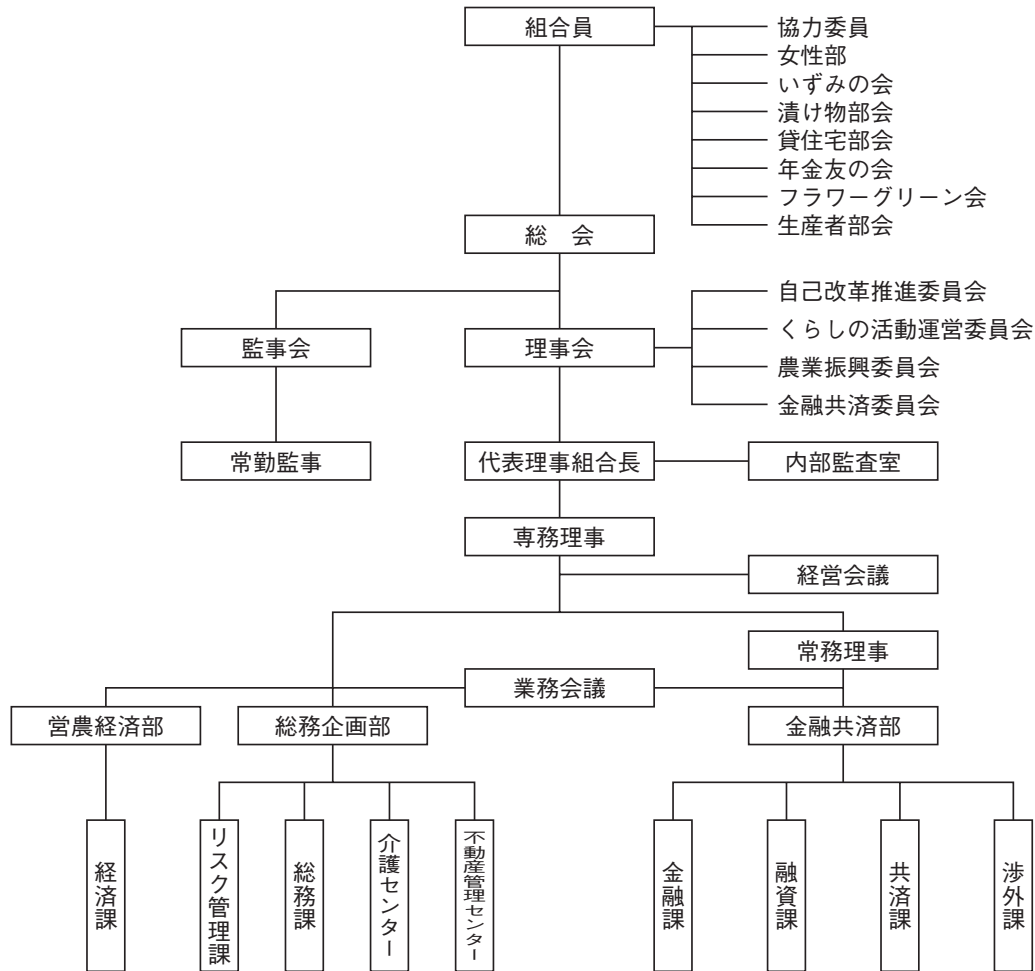
協同会社

法人名	所在地	主要事業内容	設立(出資)年月日	資本金(出資金)	当組合出資比率
(有)多賀協同サービス	日立市多賀町 1-12-10	搬送・霊柩事業	平成10年4月23日	1,000万円	100.0%

JAの概況・組織（機構図）

◇当組合の組織図

（令和2年1月31日 現在）



JAの概況・組織（役員構成）

（令和2年1月31日 現在）

役 職 名							氏 名			
代 表 理 事	組 合 長	専 務 理 事	常 務 理 事	監 事	常 勤 監 事	専 務 理 事	高 橋 秀 明	根 本 康 晴	矢 野 健 一	作 山 英 一
専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	菊 池 一 男	井 上 誠	海 上 文 助	佐 野 藤 海 子
専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	鈴 木 橘	野 崎 文 子	大 内 新 秀	岡 部 好 夫
専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	専 務 理 事	瀨 谷 大 篤	大 谷 篤	大 谷 篤	大 谷 篤

J A の概況・組織（組合員数）

（令和2年1月31日 現在）（単位：人・団体）

資格区分			平成30年度	令和元年度
正組合員数	個人	男 性	675	660
		女 性	223	219
		計	898	879
	法人		1	1
	小 計		899	880
准組合員数	個人	男 性	1,141	1,172
		女 性	850	863
		計	1,991	2,035
	法人または団体		18	18
	小 計		2,009	2,053
組合員総数	個人	男 性	1,816	1,832
		女 性	1,073	1,082
		計	2,889	2,914
	法人または団体		19	19
	合 計		2,908	2,933

J A の概況・組織（組合員組織の状況）

（令和2年1月31日 現在）（単位：人）

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
女 性 部	部 長 橘 道 子	101
い ず み の 会	会 長 橘 道 子	38
漬 け 物 部 会	部会長 野 崎 文 子	11
貸 住 宅 部 会	会 長 長 山 雅 嗣	60
年 金 友 の 会	会 長 小 澤 得 次	424
フ ラ ワ ー グ リ ー ン 会	会 長 森 高 男	34
生 産 者 部 会	部会長 澤 畠 英 治	20

当JAの組合員組織を記載しています。

JAの概況・組織（地区一覧）

（令和2年1月31日 現在）

日立市東成沢町、成沢町、中成沢町、西成沢町、鮎川町、国分町、諏訪町、桜川町、末広町、多賀町、千石町、大久保町、中丸町、塙山町、金沢町、東金沢町、東多賀町、河原子町、東大沼町、大沼町、台原町、みかの原町、森山町、水木町、大みか町の区域。

JAの概況・組織（店舗等のご案内）

（令和2年1月31日 現在）

店 舗 名	構造及び面積等	所 在 地
本店事務所	鉄筋コンクリート3階建 1,022.39m ²	日立市多賀町1-12-10
購買店舗兼事務所	鉄筋ALC板造 492.51m ²	日立市多賀町1-12-10
倉庫	鉄骨平屋 167.99m ²	日立市多賀町1-12-10
子会社事務所	鉄筋ALC 54.00m ²	日立市多賀町1-12-10
内部監査室事務所	鉄骨2階建 278.21m ²	日立市大みか町3-21-12
日立南部葬祭場	鉄骨造平屋建 1650.95m ²	日立市茂宮町770
不動産管理・介護センター事務所	鉄骨3階建 147.96m ²	日立市多賀町1-13-8
漬物加工場兼事務所	鉄骨2階建 41.12m ²	日立市多賀町1-12-10

JAの概況・組織（特定信用事業代理業者の状況）

（令和2年1月31日 現在）

該当ありません。

JAの概況・組織（会計監査人の状況）

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 満山 幸成氏であります。



Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.